

### 議会基本条例を制定しました

1 議会基本条例の制定の目的は、平成23年6月に議長から議会及び議員の活動原則、行政と議会の関係その他の議会の基本的な事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、区民の負託に応え、区民福祉の向上及び区政の発展に寄与することを目的としています。

2 議会基本条例を制定する背景及び経過については、従来から実施している「議会改革に関する検討」の一環として、議会運営委員会において、調査を行ってきたものです。

議会改革に関する検討については、各会派から議長長あてに提出された「議会改革の要望事項」を議会運営委員会に諮問し調査を行うという取り扱いとなっており、この「議会改革の要望事項」の中から、議会から提出された「議会基本条例の制定」の要望事項があったことから、議会運営委員会において、この要望事項の調査を行ってきた。

議会運営委員会における調査を経て、議会基本条例の素案（素案）について、本年5月末にパブリック・コメント（以下「パブコメ」という。）を実施し、12件の意見をいただいたところですが、パブコメに対する対応結果を決定し、議会基本条例（議案）として取りまとめられたことから、議員提出議案として第3回定例会に提出したものです。

議会改革に関する検討については、平成23年4月の区議会議員選挙の改選前から調査を行っていた「さらなる議会改革の方策」につ

3 議会基本条例の概要については「前文」並びに「全22条の条文」で構成されています。

また、「第一章」の構成は、「前文・第1章・総則、第2章・議会及び議員の活動原則、第3章・区民と議会の関係、第4章・行政と議会の関係、第5章・議会運営、第6章・議会の権能強化、第7章・政務活動費、第8章・議員定数、第9章・補則」となっています。

なお、施行日については、「第12条（通年議会）以外の条文については、公布の日から施行すること」となっており、「第12条（通年議会）」については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、荒川区議会規則で定める日から施行すること」となっています。

4 議会基本条例の特徴については、議会基本条例は、荒川区議会の従来からの取り組みを条例化するものであり取り、今回の議案については、「新たな取り組みとして、次の2項目を規定したこと」に特徴があります。

(1) 通年議会の導入について  
議会活動について、より一層、活発に行うため、「定例会の回数を年1回とする（現行は年4回）、会期を通年とすること」を議会基本条例第12条に規定しました。

※ なお、通年議会に係る必要な事項については、「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、荒川区議会規則で定める日から施行すること」となっていることから、「今後、通年議会制度の実施に向け、議会運営委員会が詳細な調査を行うこと」となっています。

(2) 議決事件の指定について  
地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事件については、「基本構想及び基本計画とすること」を議会基本条例第11条に規定しました。

※ これまで議決事件ではなかった「基本計画」について、新たに議決事件に指定しました。

### さらなる議会改革の方策について、第6次答申が提出されました

議長から議会運営委員会に対して諮問が行われた「さらなる議会改革の方策について」の第6次答申が、9月25日に議長に提出されました。

第6次答申（要旨）  
○「荒川区議会基本条例」について、議員提出議案により、本年第3回定例会に提出する。



写真右から吉田謙子副議長、志村博司議長、鳥飼秀夫議会運営委員会委員長、保坂正仁同副委員長

## 議案の審議結果

### 平成 25 年 第 3 回定例会

○ 賛成 × 反対 — 退席  
太字は討論のあったことを示す

議案番号・議案名	会派名・結果 (数字は会派人員)										結果
	自民	公明	日本共産	民主	あらかわ	日新	日本	あらかわ	荒川	結果	
<b>議員提出議案 (4件)</b>											
第12号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	可決
第13号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	可決
第14号	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	可決
第15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
<b>区長提出議案 (37件)</b>											
第45号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第46号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第48号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第49号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第50号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第51号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第52号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第53号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第54号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第55号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第56号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第57号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第58号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第59号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第60号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
<b>議案番号・議案名</b>											
第61号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第62号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第63号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第64号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第65号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第66号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第67号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第68号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第69号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第70号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第71号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第72号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第73号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第74号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第75号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第76号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
第77号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適当との意見
認1定	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	認定
認2定	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	認定
認3定	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	認定
認4定	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	認定